

# ICTを活用したスマートごみ箱に 追加する広告物について

国土交通省 道路局 路政課 道路利用調整室

Q 道路上には、どのような場合に広告物を設置することが可能ですか。

A 地域において行っている公共的な取組み（道路の清掃や美化活動、街灯、ベンチ、上屋等の整備または維持管理、防災・観光情報等の公共的な情報の発信など、道路利用者の利便性の向上、地域の活性化や賑わいの創出等に寄与する活動）を行う場合であって、かつ、当該取組みに要する費用の一部に充当する場合に広告物を設置できる仕組みがあります※。

※ 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて（平成 20 年 3 月 25 日付け国道利第 22 号国土交通省道路局長通知）

Q 通達が発出された経緯はどのようなものでしょうか。

A 地域において自主的に街灯やベンチ等を道路上に設置し、道路利用者の利便性向上や、魅力ある街並みの形成を図ろうとする取組みが増加しており、また、地方公共団体と地域住民等が一体となってイベントを実施することで、地域の活性化等に取り組もうとする事例もあります。そのような取組みが高い公共性を有する一方で、必要な費用が不足するケースがあり、道路空間において広告物を設置することに対する社会的なニーズが高まってきていることを背景に、現在のスキームを創設しました。

Q 広告物の設置について、どのような形態を原則としているのでしょうか。

A 道路上に設けられている他の工作物などに追加する形態のものを原則としています。

Q 広告物を設置できる物件は決まっていますか。

A 街灯、ベンチ、バス停留所に設置される上屋、公共サイン、路上変圧器、ICT を活用したスマートごみ箱（以下、「スマートごみ箱」という）などがあります※。

※ 地域における公共的な取組みに要する費用への充当を目的とする広告物の道路占用の取扱いについて（平成 20 年 3 月 25 日付け国道利第 24 号国土交通省道路局路政課長通知）

Q 今回は、このうちスマートごみ箱へ追加する広告物について教えてください。スマートごみ箱の設置方法について、決まりはありますか。

A スマートごみ箱は固定式とし、容易に移動することができないものであって、十分な安全性及び耐久性を具備したものであることとしています。また、スマートごみ箱の占用主体は市町村としています。

Q なぜ、スマートごみ箱に広告物を追加してもいいのですか。

A スマートごみ箱は、ごみが蓄積されると内部センサーが容量を感知して自動的にごみを圧縮している

機能を備えており、周辺に塵芥がたい積されるリスクが少なく、さらにクラウドと連携した管理が可能です。また、観光立国推進閣僚会議（第21回（令和5年10月18日））においても、観光客の受入環境の充実策の1つとしてスマートごみ箱の導入促進が位置づけられており、政府としても積極的に取り組んでいくこととしています。

Q 広告物を添加する際の条件はあるのですか。

A 広告物を添加する場合には、広告料収入をスマートごみ箱の整備・維持管理に充てることとしています。また、広告物の大きさは原則としてスマートごみ箱の幅・高さを超えないもの、広告物を添加することによりスマートごみ箱本来の機能若しくは道路景観が損なわれるものではないことなどの条件があります。

Q 既に通知されている「路上ごみ箱の撤去について」（昭和37年8月6日道発第327号）は、路上ごみ箱の撤去を積極的に推進されたい旨の通知となっていますが、どのような関係なのでしょう。

A ご質問の通知は、制定当時、不要となり放置されているごみ箱に対応するための通知となっており、今回新たに追加した通知とは関係ありません。

Q 広告物の添加する場所はどこでもいいのですか。

A 広告物の添加する場所はスマートごみ箱の壁面としています。

Q 広告物の掲示内容について決まりはありますか。

A 広告物の色彩等は、信号機や道路標識に類似し、これらの効用を妨げないものとしています。また、車両の運転者に影響を及ぼさないため反射材式ではないこと、表示内容は公序良俗に反するものではないこと、屋外広告物条例の許可を受けたものである必要があります。

今度は水素パイプラインの占用について教えてください。